

定 款

社会福祉法人 玉城福祉会

社会福祉法人玉城福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第2種社会福祉事業

- (1) 保育所でいご保育園の設置経営
- (2) 保育所室川保育園の設置経営
- (3) 放課後児童健全育成事業でいご学童クラブの設置経営
- (4) 保育所室川夜間保育園の設置経営
- (5) 放課後児童健全育成事業室川学童クラブの設置経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人玉城福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を沖縄県沖縄市宮里3丁目25番22号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選

任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名以上の合計3名以上で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が280,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分

- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度4月から6月までの間に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、主たる事務所において評議員会の日から10年間据え置くものとする。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、主たる事務所において理事会の日から10年間据え置くものとする。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 沖縄県沖縄市宮里3丁目661番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根四階建
でいご保育園園舎1棟(957.70平方メートル)
 - (2) 沖縄県沖縄市宮里3丁目661番地所在のでいご保育園敷地(719平方メートル)
 - (3) 沖縄県沖縄市室川2丁目71番地の4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下一階付
三階建室川保育園園舎1棟(502.72平方メートル)
 - (4) 沖縄県沖縄市室川2丁目71番地所在の室川保育園敷地(250.97平方メートル)
 - (5) 沖縄県沖縄市室川2丁目80番地の4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根四階建
室川夜間保育園舎1棟(349.65平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、沖縄市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、沖縄市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該会計年度が終了

するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に10年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沖縄市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものと除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人玉城福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 玉城 善徳

理 事 崎原日出雄

〃 仲宗根寛明

〃 玉城 進

〃 志多伯洋子

〃 仲宗根正夫

監 事 仲村三男

〃 島袋盛孝

附 則

この定款は、昭和49年9月4日から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認定の日（平成7年 2月24日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認定の日（平成10年 3月19日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認定の日（平成12年 5月18日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認定の日（平成13年 9月28日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認定の日（平成18年 3月13日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認定の日（平成19年 8月22日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄市長の認定の日（平成25年11月28日）から施行する。

附 則

1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

社会福祉法人 玉城福祉会 評議員選任・解任委員会運営細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人玉城福祉会（以下「当法人」という。）定款第6条の規定に基づき、評議員選任・解任委員会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 当法人に、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、当法人の評議員の選任及び解任について審議し、決定する。

第2章 評議員選任・解任委員

(委員の選任)

第3条 評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の選任は、理事会の決議をもって行わなければならぬ。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は6年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。

3 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

(外部委員の資格等)

第5条 次に掲げる者は、定款第6条（定款例であれば第6条第2項）で定める委員会の外部委員となることができない。

- (1) この法人の設立者、評議員、役員（理事及び監事）及び職員
- (2) この法人の理事長及び常勤の理事であった者（職員を兼ねた理事を含む。）並びに職員であった者（退職後1年未満の職員に限る。）
- (3) (1)及び(2)に掲げる者と特殊な関係がある以下の者
 - イ その配偶者又は三親等以内の親族
 - ロ (1)に掲げる者のうち評議員及び役員と省令（昭和26年厚生省令第28号）に規定する特殊関係人。
 - ハ (1)に掲げる者のうち設立者及び職員並びに(2)に掲げる者とロに規定する特殊関係人に準ずる者。
- (4) 暴力団員等の反社会的勢力の者

(解任)

第6条 委員がいざれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。ただし、理事会は、決議前に当該委員以外の委員の意見を徴するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 理事会は、前項により委員を解任しようとする場合には、当該委員に対し、解任理由を明確に提示し、聴聞の機会を与えるものとする。

(報酬及び交通費実費の支給)

第7条 委員の報酬は、日額8,000円とする。

2 旅費規程に準じ、交通費実費を支給することができる。

第3章 評議員選任・解任委員会

(招集)

第8条 委員会は、委員会開催の日時、場所及び目的を示した書面を開催日の10日前までに送付する方法により、理事会が招集する。

(委員長)

第9条 委員の中から委員長1名を互選する。

2 委員長は、この委員会の会務を総括する。

(選任候補者の推薦)

第10条 評議員の選任候補者の推薦の提案を行う場合には、定款第6条第4項に定める当該者が評議員として適任と判断した理由のほか、次の事項を説明しなければならない。

(1) 経歴（他の社会福祉法人における兼職状況を含む。）

(2) 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者であると判断した理由

(3) 評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことの確認結果

(補欠の評議員の選任)

第11条 委員会は、定款第5条に定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、評議員の選任と同時に補欠の評議員を選任することができる。

2 補欠の評議員を複数選任する場合は、補欠の評議員相互間の優先順位を定めなければならない。

3 補欠の期間は、同時に選任する評議員の任期満了までとする。

(評議員の解任)

第12条 評議員の解任の提案を行う場合には、定款第6条第4項に定める当該者が評議員として不適任と判断した理由のほか、次の事項を説明しなければならない。

(1) 理事会が調査・確認した事実の内容

(2) 当該者の意見陳述がある場合には、その内容

(決議)

第13条 評議員の選任の決議は、選任候補者ごとに行わなければならない。

2 代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使は行うことはできない。

(議事録)

第14条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 委員の現在数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過及びその結果

2 議事録には、委員長が記名押印する。

3 議事録は、審議資料を添付して10年間保存しておかなければならない。

(理事会への報告)

第15条 委員長は、審査の結果を理事会に報告しなければならない。

第4章 雜則

(事務局)

第16条 委員会の庶務的事項は当法人の事務局において行う。

(細則の改廃)

第17条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この細則の例により行う。
- 3 前項により選任された委員の任期は、この細則の施行の日から起算するものとする。

評議員・役員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 玉城福祉会

評議員・役員報酬費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉城福祉会(以下「法人」という。)の定款第8条に基づき評議員の報酬、定款第21条に基づき役員の報酬及び費用弁償について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 評議員報酬
- (2) 役員報酬
- (3) 費用弁償

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(評議員報酬)

第4条 評議員報酬は、評議員が理事長の招集に応じ評議員会に出席したときは、その出席1日につき、8,000円を支給する。

(役員報酬)

第5条 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席1日につき、8,000円を支給する。

2 監事が定款第18条に基づき監査を行ったときは、その出席1日につき、10,000円を支給する。

(評議員報酬の支払い)

第6条 評議員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(役員報酬の支払い)

第7条 役員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(費用弁償)

第8条 評議員及び役員が第4条及び第5条に定める職務以外のため出張するときは、費用

弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償は、法人の「旅費規程」に準じて支給する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から実施する。

この規程は、平成29年4月1日から実施する。